

中野区教育委員会会議録

令和7年第29回定例会

令和7年10月31日

中野区教育委員会

令和7年第29回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年10月31日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時55分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

企画課長 中谷 博

資産管理活用課長 半田 浩之

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第53号議案 中野区立図書館指定管理者の決定手続について
- (2) 第54号議案 中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の決定手続について

2 協議事項

- (1) 令和7年度中野区教育行政の点検及び評価（令和6年度分）について（子ども・教育政策課）
- (2) 令和8年度（2026年度）教育予算編成に向けての基本姿勢について（子ども・教育政策課）

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 10月16日 目黒区立中学校情緒学級視察
- ② 10月20日 桃園第二小学校児童 中野区長訪問
- ③ 10月23日 教育功労者表彰式
- ④ 10月24日 平和の森小学校訪問（授業観察・児童との対話集会）

(2) 事務局報告

- ① 「（仮称）中野区立学校における日本語指導ガイドライン」骨子について（指導室）
- ② 「体力向上プログラムガイドライン」の改訂について（指導室）
- ③ 中野区基本計画（素案）について（企画課）
- ④ 中野区区有施設整備計画（素案）について（資産管理活用課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 29 回定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお本日は、事務局報告の 3 番目に関連して、企画課長の中谷課長に、また報告事項の 4 番目に関連して、資産管理活用課長の半田課長にご出席をいただいております。

<議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 53 号議案「中野区立図書館指定管理者の決定手続について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 53 号議案、中野区立図書館指定管理者の決定手続につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。区長に対し中野区立図書館指定管理者の指定について区議会へ議案の提出手続を依頼する必要があるものでございます。

議案をごらんください。指定管理者の指定について。地方自治法の規定により、下記のとおり指定管理者を指定します。

- 1、公の施設の名称は、ごらんの 10 施設になってございます。
- 2、指定管理者は、ヴィアックス・紀伊國屋共同事業体。
- 3、指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで。

ご説明は以上になります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 53 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に議決事件の 2 番目、第 54 号議案「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の決定手続について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

学務課長

それでは第 54 号議案、中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の決定手続につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず提案理由でございますが、区長に対し中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の指定について区議会への議案の提出手続を依頼する必要があるために行うものです。

2 枚目にお移りください。1、施設の名称は、中野区軽井沢少年自然の家。

2、指定管理者は、株式会社フードサービスシンワ。

3、指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

高野委員

今回、指定管理者の変更ということですが、こちらの指定管理者は今までの業者と同じなのでしょうか。それとも変更になったのでしょうか。

学務課長

同じ事業者でございます。

田代教育長

ほかに、よろしいですか。

それでは、なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 54 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田代教育長

続いて、協議事項の 1 番目「令和 7 年度中野区教育行政の点検及び評価（令和 6 年度分）について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、令和 7 年度中野区教育行政の点検及び評価につきましてご説明申し上げます。
資料をごらんください。

まず初めに、報告書（案）でございます。別紙をごらんください。

報告書（案）の 4 ページをお開きいただければと思います。

本評価に当たりまして、以下のとおり外部評価委員会を設置しております。外部評価委員はごらんの 3 名の方でございます。

外部評価委員会の実施状況でございます。これまで 4 回の評価委員会を開催いたしております。また第 4 回目におきましては、外部評価結果報告及び教育委員会との外部評価委員による意見交換を行ったものでございます。それらを踏まえまして、外部評価の内容の概要についてご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。重点項目ごとの、外部評価による評価・改善に関しまして、概要をご報告申し上げます。

まず、3 段落目をごらんください。重点項目 1、確かな学力の定着（知）、教員の授業力向上についてです。学力の定着と授業力向上に向けた取組と、その成果について評価をいただくとともに、学校が結果分析を自分の学校に適切に生かしていくことができるよう、教育委員会が各学校への支援をさらにリードして進めていってほしいとのご意見をいただきました。

次の段落をごらんください。重点項目 2、豊かな心を育む教育の充実（徳）についてです。「中野区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、児童・生徒が主体的に学校予算の使い道を決定する取組を実施したことについて、子どもの意見表明を体現する取組として評価をいただきました。また、子どもの様々な意見を反映した取組がより一層実現できるよう、予算の使途を広げていけるとよいとのご意見をいただきました。

次の段落をごらんください。重点項目 3、体力・運動意欲の向上（体）、健康の保持増進についてです。幼児期から連続した運動体験の充実を目指す「運動遊びプログラム」の実施や、就学前教育・保育施設職員向けの合同研究の実施等、長く連携教育に取り組んでいる点について、評価をいただきました。一方で、小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」などの内容を意識できていないケースもあり、幼児期の教育から児童期の教育にかけての内容の接続に課題が見られるため、双方が内容の理解を深め、その接続を意識して取り組んでもらいたいとのご意見をいただきました。

次の段落をごらんください。重点項目 4、いじめ対策及び不登校傾向の児童・生徒の支援強化でございます。不登校児童・生徒のうち、関係機関につながっており、教育機会が確保されている児童・生徒と、そうでない児童・生徒の状況を教育委員会が把握できている点についてご評価いただきました。これを踏まえ、教育機会が確保できていない児童・生徒と、その保護者に対する支援にさらにきめ細かく取り組んでもらいたいとのご意見をいただきました。

6 ページをお開きください。続いて、子どもオンブズマンへの相談窓口が設置されており、教育現場と連携して成果を上げている点についてご評価いただきました。このほかにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、困ったときに相談できる大人が身近にたくさんいることや、相談方法について、小学校低学年のうちから教育活動の中で子どもたちに教えたり、周知をしてほしいとのご意見をいただきました。

次の段落をごらんください。重点項目 5、外国語活動・英語教育の充実についてです。A L T の活用を拡大し、授業以外で学校の休み時間や給食時間などの身近な場面でも児童・生徒と関わるができる環境を整えた取組は、言語の習得だけでなく、文化など国際理解にもつながる効果的な活用とご評価いただきました。母国語が英語ではない児童・生徒も多い状況の中で、英語に偏り過ぎず、様々な文化や生活も含め、幅広い形で学べる環境をつくっていけるとよいとのご意見をいただきました。

続いて②今後の課題についてでは、全体を通しての課題について、大きく4点ほどご意見をいただきました。

一つは、外部への発信についてです。特色ある様々な取組を実践している中で、その取組や成果を関係者以外に対してわかりやすく発信するといった点が十分ではないというご指摘をいただきました。保護者や地域の方々に広く正しく知ってもらうことで、家庭や地域に根づき、よりよい取組につながっていくという視点を持ち、積極的にかつわかりやすい内容で発信していくことをご助言いただきました。

二つ目は、成果指標についてです。数値として表すことができるものとそれが難しいものがある中で、指標の設定や記載が曖昧になっている部分が見受けられるというご指摘をいただきました。毎年の評価がその後の教育行政に着実に生かしていけるよう、成果指標をわかりやすく整理した表記にできるとよいと助言をいただきました。

三つ目は、他分野の事業との接合についてです。教育と関連深い、福祉などのほかの分野とうまく接合できていない点が、これまでも課題としてございました。他分野の事業で教育行政につながるものについては、その接合を意識して、引き続き取り組む必要があるとご指摘いただきました。

四つ目は、教員の働き方改革についてです。教員不足のほか、長時間勤務の解消や教員を取り巻く環境の整備が課題となっています。部活動の地域展開をはじめ、業務改善及び業務の効率化など、教員の負担軽減につながる取組が求められている中で、他自治体で成果を上げている事例なども踏まえつつ、中野区の実態や状況に合わせ、様々な観点から教員の働き方改革を検討し進めていく必要がある旨、ご指摘をいただいたところでございます。

表紙のほうにお戻りください。今後のスケジュールでございます。11月7日の教育委員会で議決を諮らせていただきます。その後、11月下旬に区議会への報告を予定しているところでございます。

報告は以上になります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいまの説明につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。先日、こちらの評価の委員の先生方とも意見交換をさせていただいたところですが、特に印象に残りましたこととしましては、例えば昨年度から不登校に関連して、休んでいる比率だけではなくて、教育の機会が確保されている

かどうかの比率を確認したほうがいいのではないかというご意見をいただき、早速にそれを取り入れていただきまして、教育の機会を得られたお子さんも増えてきているように思います。そのように、ここでご指摘いただいたことが、次の年の、あるいはそのまた次の年の教育に確実に生かされていくということが、評価の最も重要な点だと思いますので、今後も迅速に変えられるところを変えていく、改善できるところを改善していくということを、着実にやるのが重要だなと思いました。

そのようなことに関連しましては、例えば発信ということについては、これまでもしばしばご指摘をいただいているところですので、何か魅力的な、また子どもたちの意見がわかるような、あるいは子どもたちの姿が広く区民の皆さんに伝わるような工夫をしていくことも大事なのではないかなと感じました。それに伴って、指標なども、より実態に合わせたものに少しずつ変わっていくとよいのかもしれないと考えました。

またもう1点、子どもの育ちの中での連携ということで、幼児のときの目標が小学校であまり理解されていないのではないかというようなご意見、あるいは福祉との連携ということもご指摘いただきました。そうしたつながりのところ、接続のところにつきましては、これからも工夫が必要な点かなと思いましたので、また先生方から学ばせていただきながら、努力していきたい部分だなと感じました。以上でございます。

平本委員

私も先日の外部評価委員の先生方との意見交換に参加させていただきまして、大変貴重なご意見を、このように直接お時間を割いていただき、お伺いできるという機会がありがたいなと思いました。

何点かご指摘いただいた課題の中で、特に教員の働き方改革については、先生方の業務負担を減らしていく必要があるという一方で、課題としてもご指摘いただいたとおり、授業の改善をより一層進めていくという必要性もありますし、先生方ご自身も、授業の質を上げていきたいと思っておられ、また子どもたちと向き合う時間をもっと確保したいという意欲をお持ちであると感じております。

昨今、言われている働き方改革というフレーズですと、どうしても業務量を削減していくような方向に目が向けられがちではありますが、本来の目指す方向としては、先生方が子どもたちと向き合う時間をより増やしていった、できれば授業をよりよく改善していった、そして子どもたちに喜んでもらうことで、より一層先生方も働きがいを感じられるようになることだと思っております。

したがって中野区としては、既に取り組んでいることではありますけれども、先生方の働きがい改革というような形で、より前向きな表現を用いたメッセージなども発信して、先生方のよりよい環境づくりや、先生方がより一層働きがいを感じられるような教育環境の支援を進めていけるとよいなと思いました。外部評価委員の先生方からも、そのような面でどういった工夫ができるか、具体的なお助言もいただきましたので、ぜひすぐに取り組めるところは生かしていけるとよいなと思いましたし、併せてそうしたよい取組などを先生方にもスポットが当たるような形で、区民の皆様にも発信していただけると大変よいのではないかなと感じた次第です。

以上です。

高野委員

私も外部評価の委員の先生方との意見交換会に参加させていただいて、いろいろお伺いすることができました。

評価していただいたのですが、やはり気になったのは、教員の先生方の働き方改革及び教員の先生方の確保という問題があるかと思います。授業時間、質の向上も、上げながらということなので、先生方の負担は大きいかと思いますけれども、ICTなど、工夫しながら進めていっていただきたいと思います。

以上です。

岡本委員

3人の委員のご意見とちょっと重なるところもあるのですが、有意義な意見交換ができたと思います。特に、伊藤委員がおっしゃいましたけれども、この評価の点検及び評価の取組自体を、今後より効率的、効果的な方法に常に見直していく必要もあるなと感じました。学校の働き方改革もですが、事務局の皆さんの働き方改革も私は気になります。膨大な労力をかけて作成する報告書ですから、より学校現場と行政に資するものになっていくように、常に時期とか内容とか方法とか、あらゆることを見直していければと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかに、追加でご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは「令和7年度中野区教育行政の点検及び評価（令和6年度分）の結果について」に関する協議を終了いたします。

次に、協議事項の2番目「令和8年度（2026年度）教育予算編成に向けての基本姿勢について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、令和8年度教育予算編成に向けての基本姿勢につきましてご説明申し上げます。

教育予算の編成に当たりましては、先に区長が定めた予算編成方針を踏まえ、教育委員会として自らの権限と責任において適切に行っていく必要がございます。令和7年度予算におきましては、「子どもたち一人ひとりの未来を切り拓く力を育む教育」の実現に向けて、教育の質を向上させるとともに、様々な教育課題に取り組んでいるところでございます。

また「教育ビジョン」をはじめ、令和8年度以降を計画期間とする「基本計画」で掲げた重点プロジェクト、区有施設整備計画などに基づく施設整備に着実に対応していく必要がございます。

令和8年度教育予算の編成に当たりましては、下記の基本方針に基づき、真に必要で優先度の高い事業を展開するため、より有効な実施方法などへの見直しなどにより、教育行政の一層の充実を図ってまいります。

基本方針でございます。1、「生きる力を育む教育の展開」。子どもたちの可能性を伸ばし、自ら考え、学び、行動することのできるよう一人ひとりの個性に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、学習指導要領の目指す「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた教育を展開します。このような教育を実現するために教員が知識や発想力を磨くことは、欠かすことのできないものであり、人材育成のための経費を計上してまいります。

2、「『よりよく生きる力』を身に付けていくための保幼小中連携教育の推進」。15年間の学びの継続性を確保した教育により、子どもたちが「よりよく生きる力」を確実に身につけていくための保幼小中連携教育を推進してまいります。

3、「教育相談等の体制の強化」。全ての子どもたちが必要な支援を受けられるよう、一人ひとりの状況に応じて柔軟に対応するため、教育相談等の体制を強化してまいります。

4、「いじめの対応に向けた組織体制の強化」。いじめの予防や早期発見と適切な対応に向けた学校の組織体制や、教育委員会の学校支援体制を強化していきます。

5、「地域とともにある学校づくりの推進」。社会全体で子どもの豊かな成長を支えるため、コミュニティ・スクールを中心として家庭、地域、学校のさらなる連携を図り、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

6、「良好な教育環境の整備」。学校施設の改修・改築を着実に進めるとともに、新たな学びや変化する社会や地域状況に的確に対応できるよう、良好な教育環境を整備してまいります。

7、「働き方改革の推進」。働き方改革を推進し、学校現場における職場環境の整備に努め、教員が子どもたちの教育の質の向上や自らの資質の向上に専念できる環境を整えてまいります。

次に、予算編成において重点を置く項目でございます。1、自ら切り開く能力・資質の育成、健やかな心身と安全に対する力の育成を図ります。2、「中野区子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、教育活動を推進してまいります。3、保幼小連携、小中連携の取組の推進を進めてまいります。特に小学校1年生から中学校3年生までの9年間を一貫し、英語を核とした総合的な学びを通して、児童・生徒一人ひとりが英語によるコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。4、家庭、地域、学校が協働して学校運営を進めていくための取組を推進してまいります。5、良好な教育環境を整備するため、施設整備計画に基づきまして、安全対策を強化してまいります。6、休日の学校部活動について、地域展開に向けた取組を進めてまいります。7、学校教育により、教材費・校外活動費を全額公費で補助することにより、子育て先進区にふさわしい教育環境の充実を図ってまいります。

ご説明は以上になります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいまの説明につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。必要なところにバランスよく予算が届くような基本方針を立てていただきましたことを、心より感謝申し上げます。

1点だけ、感じたところがあったのですけれども、3の「教育相談等の体制の強化」のところで、こちら、「すべての子どもたちが必要な支援を受けられる」となっているのですが、先ほどの評価のところでもご指摘いただいているように、今、子どもたち自身が、自分の様々なことを解決できるように声を上げることが大事だし、子どもの声を聞くことが大事だという方向性に、大きく様々なことが変わってきたと思います。生徒指導提也要も、そう

いった意味で、相談ということが、子どもに対する支援ということよりも、全体としての好ましい風土の醸成と変わってきていると思います。

そのような意味では、必要な支援を受けられるようにというのが、ちょっとまだ何となく子どもたちが受け身で、またかつ「必要なときに」と思われてしまう表現かなと思いますので、例えば、子どもたちの心豊かな成長を支える風土の醸成に向けた取組ですとか、その上での一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応のための教育相談等の体制という形で、全体への予防成長促進的な取組が入っていることを明記していただけると、さらに意図がよく伝わるのではないかなと感じました。

以上です。

子ども・教育政策課長

3の部分につきまして、こちらから体制を整備するというだけではなくて、子ども自らがいつでも発信をできるような、そういう環境をつくっていくといったこともわかるような表現に、少し工夫をしてまいりたいなと思います。

ありがとうございます。

岡本委員

全体としては賛同いたします。私も少しだけ気になった表現について意見を述べます。

基本方針の2の「よりよく生きる力」。この「よりよく生きる力」は、前からあった言葉かもしれないのですが、正直、私にはよくわからないところがあります。「よい」とは、誰にとってどうよいのか、誰がそれを決めるのかがわからない。今の議論ですと、子どもが決めるのか、先生がどうやって関わるのか、そういったところがちゃんと伝わるような表現にしたいです。人にとって受け止めが違いそうな言葉は、できるだけ具体的にしていきたいと思いました。

あと、4の「いじめの対応に向けた組織体制の強化」のところでも、今回は基本方針なので、これだけの記述になっていると思うのですが、これだと、学校だけがいじめに対応していると見えてしまいました。先日の中野区のいじめ防止フォーラムでも、やはり保護者がいじめ問題には大きく関わっています。関係者、もしくはその当事者になっているケースすらあると思います。

保護者がいじめ問題を悪化させているとか、そんなことが言いたいわけでは、もちろんありません。そうになってしまうのは、日頃から学校と保護者の関係性がうまくできていな

いからということもあると思いますので、「保護者とともに」のようなところを、少し入れていただけるといいのかなと思いました。

あと、もう1点です。5の「地域とともにある学校づくりの推進」で、「家庭、地域、学校のさらなる連携を図り」と、「連携」と書いてあります。重点を置く項目のほうでは、「地域学校協働活動」と、「協働」という言葉があります。少しずつニュアンスが違ってくるような感じがしまして、連携というと、ただ別々にあるものが一緒にやってみていくみたいなイメージですけれども、今後は、もう少し先を見据えると、「融合」といったところも視野に入るといいのかなと思いました。

以上です。

子ども・教育政策課長

ただいまご意見いただきました点につきまして、表現の統一や、補足した説明が必要な部分につきまして、整理をしていきたいと思います。ありがとうございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。大きな方向性については私も異論はございませんし、委員の先生方からのご指摘を踏まえて、より伝わる表現にしていいただければよいかなと思います。

別の観点で、予算編成において重点を置く項目の書きぶりについて少し、より趣旨が伝わるようにという観点で気になった部分がありましたので、意見を述べさせていただきます。

3ページ以降のところだと思いますが、前提としてこちらは、予算を使う側を主語として考えて整理して下さっていると理解しているのですけれども、そうであれば、例えば2の、「『中野区子どもの権利に関する条例』の趣旨を踏まえ」というところについては、これは児童・生徒自身が自分の意思や考え、思いを表明する取組を行うことを、我々のほうが支援していくという形になると思いますので、書きぶりとしては、今の書き方だとやや誤解を招く気がしますので「児童や生徒自身が、そういった意見や考え、思いを表明することを支援する取組や教育活動を推進する」というような形にしたほうが、誤解がないのかなと感じました。

3についても、前段は問題ないのですけれども、後段について、子どもたち自身がどうしていくという方向の話になってしまっているのです、ここは予算の話であれば、児童・生徒一

人ひとりがコミュニケーション能力の向上を図るような取組等を推進するというような形で、内容がより伝わるような形で記載していただけるとよりよくなると感じました。

以上でございます。

子ども・教育政策課長

今いただきました、予算編成において重点を置く項目の部分につきまして、予算編成に向けて、どのようなことを進めていくのかといった観点で、全体の表現について整理をしてみたいと思います。

高野委員

ご説明ありがとうございます。前半の基本方針については、皆様、ご指摘いただいたとおりでよろしいかと思います。

予算編成のほうについてですけれども、7の教材費・校外学習費を全額公費で補助するというのは、非常によいことだと思います。また、5の「中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）」に基づき、改修などを行うということですが、今まで訪問した幾つかの学校で、かなり老朽化が進んでいる学校も多かったし、また新しく新築された学校は非常に素晴らしい環境でしたので、できるだけ早くそういう快適な環境にしていだけるよう、もう既に計画は立てていますが、なるべく早くしていただきたいと思います。

子ども教育施設課長

既存の学校の施設につきまして、改修の計画というものは立てているものでございますが、常日頃生活している児童・生徒、また学校の先生方が感じている部分、いち早く改善できる部分もあろうかと思っています。そういったところについては臨機応変に、適宜対応してまいりたいと考えております。

田代教育長

ほかにご質問やご発言、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは「令和8年度（2026年度）教育予算編成に向けての基本姿勢について」に関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

続いて、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは活動報告をいたします。

10月16日、目黒区立中学校情緒学級視察。10月20日、桃園第二小学校児童が中野区長訪問。10月23日、教育功労者表彰式。いずれも田代教育長が出席されました。10月24日、平和の森小学校訪問。授業視察、児童との対話集会。田代教育長、伊藤委員、岡本委員、高野委員、平本委員が出席されました。

報告は以上です。

田代教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたら、お願いいたします。

伊藤委員

私は、一つは、平和の森小学校に委員の皆様方と行ってまいりました。6年生の皆さんと久しぶりに一緒に給食を食べたり、対話集会で直接お話をしたりということがございました。この時期ですので、小学校の生活も総まとめの時期に当たり、子どもたちが大変たくましく、真摯に自分たちの生活や今後のことを考えていることが伝わってまいりまして、大変頼もしく思ったところです。

それから、委員としての活動ではないのですが、10月の初めに浜松で、日本教育心理学会というのが行われまして、参加してまいりました。そして、先日もご報告申し上げましたアメリカのスクールカウンセラーの集会のオンデマンド放映と、あと、日本心理臨床学会のWeb大会も、ちょうど終了したところです。

印象に残りましたこととして、特にアメリカのスクールカウンセラーの実践の中で、子どもたちの、小さな子どもたちについても心の健康や自分の気持ちを整えていくということとを学んでもらおうという取組が大変多く発信されておりまして、日本でも自己調整学習ということが重視されておりますけれども、そのためには自分自身の気持ちや状況を把握するということが重要だと言われておりまして、小さいときから自分の気持ちを感じ取り「今、疲れていてイライラしているな」とか「怒ってしまうのは、ちょっと自分の気持ちを落ち着けないといけないな」とか、そのような感情の制御ということについても、遊びながら学んでいくというような様々な方法が提案されておりました。中野区の課題として、小学校低学年の子どもさんの軽い暴力によるいじめなども、例年非常に多く見られますので、そういう小さいときからの、気持ちとの付き合い方、人との付き合い方、そういったことを

学ぶようなチャンスを、私たちが考えていくことがとても重要で、ヒントになるなと思いました。

それに関連して浜松の学会で印象的でしたのは、各地の指導主事の先生方が、その地域の課題に応じた、今申しあげましたような取組、情緒や社会性に関する学びについてのプログラムを、それぞれ工夫をしていらっしやって、そのことの発表も複数見られました。そのようにして、中野区でも先生方と一緒に何か取組をして、学会でも発表してという形で、いろいろなことが進んでいくとよいなと感じた次第です。

以上でございます。

平本委員

ありがとうございます。私は平和の森小学校を訪問させていただきまして、とても楽しかったので、ここで話をさせていただきたいと思います。

まず給食にも、初めて参加させていただいたのですけれども、残念ながら少し病気の感染が始まっているということで、前向きでの食事だったのですが、それでもみんな本当に元気で、大盛り上がりでクイズ大会が始まっていて、混ぜてもらいとても楽しいひとときを過ごすことができました。

また対話集会では、歌の歌詞を巡ったテーマを皆さんがそれぞれ考えて発表し合うという形だったのですけれども、私のグループでは、個性についての発表と議論をしていただきました。6年生の子どもたちが皆、自分の体験談などを交えながら、自分の個性を相手にわかってもらえるように伝える努力をすることが大切だというお話や、相手の個性を尊重することが大切で、そういったことがいじめを防いだり、平和につながるのだという、大変すばらしいまとめのお話までしてくださっていて、皆さん、自分の意見と、それを支える根拠のところを本当にしっかり述べていらっしやったので、大変私も感銘を受けました。

学校全体でお互いを褒め合う、「ほめほめシャワー」という取組をしているという話が出ましたので、私のほうから、「せっかくだからこのグループで、今みんなでほめほめシャワーをやってみない？」ということを提案して、一人ひとりのよいところをグループのみんなで褒め合うという、ちょっとしたグループワークを試みたところ、大変盛り上がりました。お友達に褒められると自然に「ありがとう」「うれしい」という、感謝の伝え合いなども生まれておりまして、子どもたちの笑顔があふれるすてきな瞬間にも立ち会わせていただきました。ありがたいことだと思いました。

以上です。

高野委員

私も平和の森小学校の訪問に同行させていただきました。授業視察と対話集会に参加しまして、対話集会はまず歌詞について、歌の歌詞についての討論から始まったのですが、同じ歌でも、児童によっては平和であったり命であったり、あるいは安全についてであったり、自由についてであったり、いろいろな意見が聞けて、非常によかったです。

また安全の部分では、校庭で以前けがをしてしまったお子さんがいて、そのお子さんはクッション性のいい人工芝にしてほしいというようなご意見もありました。もう6年生なので、卒業してしまうのですけれども、後のことも考えていただいているようでした。

順番は前後しますが、15日の水曜日は武蔵台小学校で連合運動会というのがありまして、そちらをちょっと見てきました。武蔵台小学校と隣の上鷺宮小学校の合同運動会なのですが、こちらの武蔵台小学校は実は天然芝の校庭でして、そちらで児童たちが徒競走など、走り回っている様子が見られました。ただ、武蔵台小学校の子どもたちは慣れているのですけれども、上鷺宮小学校の子どもたちはやはりいつもと違う他所の学校なので、足をとられているような様子が見受けられました。コストはかかるかもしれませんが、天然芝をできれば採用していただきたいと思いました。

武蔵台小学校は25日に運動会の予定だったのですけれども、天気が悪く延期になりました。28日の火曜日に行ったのですけれども、ただ、この日はもうインフルエンザが流行してしまいまして、この日から17学級のうち8学級が学級閉鎖ということで、運動会に参加できないお子さんも多かったのもので、次年度以降、時期は考えたほうがいいのかもかもしれません。

17日なのですけれども、中学校では生活習慣病健診と貧血の検査を行っておりまして、その判定会がありましたので、参加いたしました。ただ、生活習慣病健診では、血液検査もあるのですけれども、受診率があまり高くはなかったのもので、もう少し皆さん受けていただけるように周知していただければと思います。

以上です。

岡本委員

平和の森小学校の訪問についてですが、各委員からご報告あったように、私も、子どもたちが本当に自分事として学んでいるなという印象を持ちました。同じ学習をしているのですが、それぞれが自分で解釈して、自分が大事だと思うことを発表されている。例えば「少人数で話し合うと自分の意見を出しやすいから、もっと増やしてほしい」とか、「図工の作

品は自分の意見を出しやすいので、もっとつくる時間があるとうれしい」とか、「人の好きを否定したくない。自分も否定されたくない。共感できればいいから、好きなことを自己紹介し合う」とか、すごく具体的なことまでお話をいただいて、大いに私も感銘を受けました。大人として、自分もできていないなというところもたくさんありましたので、子どもたちと一緒に学び続けたいな、と思いました。

私も個人の活動が一つありまして、10月25日に白桜小学校で、東京都学校教育相談研究会、校種別研究会がありまして、そこでトークフォークダンスという取組があったので、参加しました。トークフォークダンスとは、体育館で、子どもたちが外側を向いて輪になって座ります。大人がそれを取り囲んで、大人は内側を向いて輪になって座ります。大人と子どもが1対1になっている状態で、1分ずつ話して、フォークダンスみたいに隣、隣に移動していく。できるだけ多くの大人と子どもが話し合うという活動です。

子どもがフォークダンスを知らなかったということもあったのですが、ファシリテーターの方がうまく進められていました。質問は、大人も子どもも、ちょっと恥ずかしいこととか、あまり人に言えないことみたいなのも、「ここだけだよ」ということで話し合いました。なので、ここではどんな話があったかは言えないのですが、大人と話し慣れている子もいますし、なかなか話し慣れていない子もいます。自己開示できる子もいれば、できない子もいる。それはもう大人も一緒だと思いますけれども、いろいろな子どもがいて、いろいろな大人がいるということを体験できる、すごくすてきな取組でした。

例えば、学校運営協議会とかで、自校で取り組めれば、地域の人と子どもが知り合う機会にもなると思いますし、全然お金もかからない。椅子だけあればいいので、ぜひ広まればいいなと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかに、追加で報告はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは最後に私のほうから、順番に報告させていただきます。

まず一つ目ですけれども、10月16日に目黒区立目黒中央中学校の情緒学級の視察に行っていました。しいの木学級は、自閉症・情緒障害の生徒のための固定学級です。入級する生徒は、知的障害を伴わず、自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通や対人関係の形成が困難である生徒が対象となります。教育課程も通常の教育課程と同様に実施

されています。中野区でも、情緒学級設置の要望もありますので、人員の配置や教育環境の整備など、視察を通してとても参考になりました。

続きまして 10 月 20 日に桃園第二小学校の 5 年生の代表児童 8 人が中野区役所に、区長に、授業で取り組んだ要望書を提出しにきました。今回の要望書は、桃園第二小学校が新校舎になるのですが、それに向けて子どもたちが新しい学校のユニバーサルデザインをいろいろと考えて、それを提案してくれました。例えば校内の表示を、日本語がわからない人でもすぐにわかるようなピクトグラムに全てするとか、冷水機も高さを固定するのではなくて、車椅子の人も使えるように高さが変動できるように変えられるとか、様々なアイデアがありました。いただいたアイデアにつきましては、施設課の人たちと可能な限り検討して、できることはやっていきますと、子どもたちに回答しました。

最後に私が代表の生徒さんに、ピクトグラムはすごく面白いけれども、ところで校長室はどんなピクトグラムにするのと聞きましたら、頭を抱えて悩んでいました。完成したらお届けしますと言っておりました。

最後、三つ目ですけれども、10 月 23 日に教育功労者表彰式が中野区役所でありました。この会では、永年にわたり教育に尽力され、その功労が特に顕著な方々に送られ、今回は 10 名の方が表彰されました。

平和の森小学校の山崎義弘校長先生が受賞者を代表してご挨拶をされました。山崎先生のほかに、幼稚園の先生や新渡戸小学校、明治大学付属中学校・高等学校の先生、さらには長く P T A の役員を務められた方も表彰されておりました。

それでは、その他発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

次に事務局報告に移ります。事務局報告の 1 番目「『（仮称）中野区立学校における日本語指導ガイドライン』骨子について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「『（仮称）中野区立学校における日本語指導ガイドライン』骨子について」ご説明させていただきます。

日本語指導が必要な児童生徒及びその保護者への支援を確実に提供するために、「（仮称）中野区立学校における日本語指導ガイドライン」の骨子を次のとおりまとめましたので、報告をさせていただきます。

1のガイドラインの目的ですが、(1)教職員、保護者、関係機関、区が日本語指導の内容や取組について共通理解を図り、関係機関と円滑に連携することにより日本語指導を充実させる。それから(2)学校における日本語指導の共通化を図るとともに、教員の専門性を向上させるとしてございます。

続きまして2の検討経過につきましては、お読み取りください。

3の基本理念でございます。区内在住の外国につながるのある児童生徒が増加する中、すべての児童生徒が自分らしく安心して学び、成長できるよう言葉や文化の違いを大切にしながら、日本語の指導に留まらず、児童生徒の人権と多文化共生の視点を持った教育を推進する必要があります。そのため、母語・母文化を含む多様な背景を尊重しつつ、学校への円滑な適応を図るとともに、学校において友達や教員などとの豊かな関わり中で、社会で生きていくための必要に日本語の能力や学力等を育んでいける体制づくりを目指すとしております。

続きまして4の基本方針は6点ございまして、(1)「学校全体での指導」としまして、学校全体で違いを認め合い、互いに支え合える共生を目指した学級、学校を推進します。

また(2)「児童生徒に合わせた柔軟な受け入れ」としまして、言語や学習歴、生活環境などを踏まえた個別のサポートを大切にまいります。

(3)「継続的で計画的な指導」としまして、児童・生徒の日本語力に応じた指導計画を立て支援するとともに、教科学習とも連携し、授業に参加できる力を育ててまいります。

(4)「多様な指導方法と支援スタッフの配置」といたしまして、子どもに合った方法で学べるようにするとともに、専門の教員に加え、日本語指導員や通訳者などの支援スタッフも活用してまいります。

(5)「教職員の専門性向上と校内体制の整備」といたしまして、一人ひとりの教職員の専門性を高めるとともに、校内に日本語指導の体制を整え、組織的に児童生徒を受け入れる仕組みをつくってまいります。

(6)「保護者・関係機関との連携による支援強化」といたしまして、保護者との協力体制をつくるとともに、ANIC等との連携を継続してまいります。

続きまして5のガイドラインの構成でございますが、全8章構成としておりまして、1章では基本理念・方針、2章では現状と課題、3章では指導の目的、4章では支援体制と役割、5章では指導までの流れ、6章では指導の内容、7章では評価と終了、8章では参考情報とする予定でございます。

6の外部有識者等への意見聴取でございますが、日本語指導への造詣が深い、表に記載の専門家や団体に意見を聴取してまいります。

最後に7の、今後のスケジュール（案）でございますが、11月以降に外部有識者の意見聴取を行い、12月に本委員会にガイドラインの案、それから令和8年3月にガイドラインの策定を報告いたしまして、4月に関係者へ周知する予定でございます。

ご説明は以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。母語や母文化を含む多様な背景を尊重しながら、多文化共生という視点で必要なことを整えていくということは、非常に重要だと思いますので、その点を明記していただきましたこと、心より感謝申し上げます。

その上ででございますけれども、そのように考えたときに、5になるかなと思うのですが、含まれていると思うのですが、この研修や指導事例の共有の中には、特定の日本語、いわゆる日本語指導が必要なお子さんについての指導事例ということだけでなく、学級や学校全体としての理解の醸成ですとか、先生方の異文化間の様々なことについての理解や専門性の向上ということが含まれると思いますので、何かその点がわかるような文言がもしあれば、ご採用いただけるとよいなと思いました。

それから、伴って、ガイドラインの構成なのですが、こちらのガイドラインを拝見すると、どうしても今申し上げました、特に指導を必要とするお子さんに対する指導の流れが中心になっているのかもしれないと感じまして、指導の内容ですとか、あと、参考情報もあるのかなと思いますけれども、学級全体や学校全体での取組についての教員研修をどう行えるのかとか、そういった事例がどういうものがあるのかとか、そういうことについてもガイドラインの中でお示しいただけますと、各学校の取組が迅速に広まるのではないかなと考えました。

以上です。

指導室長

まず1点目でございますが、やはり学校全体で異文化理解、多文化共生、それから人権の尊重などの教育というものは、全ての学校で推進していく必要があると考えてござい

て、今、既に優れた取組等を行っている学校もありますので、そういったものは積極的に発信をしてまいります。

また、そういったことを、今この5のガイドラインの構成の中には、確かに漏れておりますので、実際に案を立てる段階ではしっかりと記載してまいります。

岡本委員

今の伊藤委員のご指摘も、私も同じこと、同じようなことを考えていまして、基本理念の一つ目の段落と基本方針の(1)がとても大切だなと思いました。日本語指導は、日本語が話せないその子1人の問題ではなくて、周囲の子ども、大人、全ての人の問題だと思います。医学モデルで言うと、その子が日本語を話せないなら、その子が話せるようになればいいですけれども、社会モデルで言うと、日本語を話せない子の周りの環境はどうなのかという問題です。受け入れるクラスの雰囲気はどうなのかとか、もしかして先生や保護者がちょっと大変だなと思ってしまうと、その空気が周囲の子どもに伝わってしまって、日本語が話せない子どもの居場所がなくなってしまう。

それは、日本語が話せない子だけではなくて、いろいろな困難を抱えている子どもにも同じ話だと思います。授業の邪魔をしてしまう子は授業に出られなくなっていってしまう。そうではない場所をつくっていくことが、児童生徒の人権を守ることになると思います。ぜひそういった取組も、今、伊藤委員に具体的に言っていただきましたけれども、今後内容に盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

指導室長

こちらのガイドラインを策定する意図の一つとしては、日本国籍のお子さんにとっても、様々な文化を抱えているお子さんと関わり合うことで、異文化理解ですとか、そういったところも理解が深まっていくというところ。そういったところを各学校にしっかりとお伝えしていくということもございます。様々なお子さんと関わり合うのは非常にメリットあることですので、日本語指導が必要でない児童生徒も含めた区内の学校教育の充実というところを、改めてしっかりとこちらに明記をしていきたいと考えてございます。

高野委員

指導の方法なのですが、学校の中で、授業の中で行うのか、それとも放課後にそういう教室を開催する形式になるのか。今決まっているところがあれば教えていただきたいのと。

あと、もう1点は、現在、日本国籍で日本語指導が必要な児童生徒と、外国籍で日本語指導が必要なお子さん、それぞれどのくらいの数を想定しているのかということと、将来的な見込みがもしあれば教えてください。

指導室長

まず1点目の指導の内容でございますが、こちらにつきましては授業中に、そのお子さんを、取り出し指導という形で、別の部屋で、マンツーマンであったり、少人数であったりという形で指導をするという内容のものでございます。

それから2点目の、対象となるお子さんですけれども、今現在、おおよそ中野区内に外国籍のお子さんが450名ぐらいいらっしゃいます。これは小・中学校合わせた数でございます。そのお子さん方全てが対象になるかということ、もう既に日本語を習得なさっているお子さんもいますので、全てではないですけれども、それぐらいの対象の方がいらっしゃるということと、推計としては、今後ますます増えていくであろうと考えています。この5年間でも1.6倍に増えているという状況ですので、この状況はまだ止まらないと認識をしておりますので、そういったお子さんの今後のことも踏まえて、次年度から日本語学級を設置しまして、様々なお子さんに対して、日本語指導をしていきたいと考えてございます。

平本委員

大変重要な取組を着実に進めていただいております、ありがとうございます。既にほかの委員からもご意見が出ているところと重なりますが、こうした日本語指導の取組自体が、人権を尊重していくという大きな人権教育にもつながっていくと思いますので、ぜひこのガイドラインが、日本語を必要とするお子さんや、ご家庭のためだけのものだというような受け止めにならないように、学校現場の先生方やまた子どもたち、そして保護者にも周知していく。そういった人権教育につながるような活用をしていただきたいということも、併せて発信していただきたいなと思いました。

また、ガイドラインのこの骨子を見たときに、指導の方法も大変手厚い形となっており、ありがたいことだなと思いました。

質問になるのですが、4、基本方針の(3)で触れていただいている「対話型アセスメントDLAなどのツール」というのは、いわゆるマンツーマンの対話によって、児童や生徒の言語能力を測定していった上で、一律の指導方針で進めるのではなくて、児童や生徒の日本語能力に応じた、個別最適な指導計画を立てていって指導していくという、そういった手厚い支援をイメージしているようなことで、理解してよろしいのでしょうか。

指導室長

今、平本委員にご指摘いただいたとおりの認識でございます。

ただ、これを用いてアセスメントしていく教員の力量というところもかなり問われてくるところでございますので、こちらは今、東京都等でも研修を行っておりますので、積極的にそういったところを受けていただいて、多くの先生方がこういったツールを用いてアセスメントできるようにしていきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかに、ご質問やご発言、ございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「体力向上プログラムガイドライン」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「『体力向上プログラムガイドライン』の改訂について」ご報告をさせていただきます。

令和7年3月の本委員会にて、現行の「体力向上プログラムガイドライン」を見直すことを報告したところでございますが、中野区の幼児・児童・生徒が心身の健康の保持増進を図り、豊かなスポーツライフを実現するため、来年度に向けて、改訂の方向性を取りまとめましたので、報告をさせていただきます。

まず1の「現行の『体力向上プログラムガイドライン』の成果と課題」の(1)成果でございますが、体力向上の目標値「中野スタンダード」としてありますが、こちらを設定したところ、教員が目指すべき全体の目標を明確に意識し、授業改善等に取り組むことで一定の体力向上の成果が見られました。

ここで4ページの別紙1「令和7年度児童・生徒の実態調査の結果」をごらんください。今年度も例年同様、全児童・生徒が体力調査に取り組みました。

5ページをごらんください。(1)の都平均との比較でございますが、アの過去8年間の推移をごらんください。平成30年度は1%を超えて上回った項目が44項目ですが、令和7年度は73項目と、上昇傾向にございます。イの令和7年度の詳細をごらんください。白丸印が都平均と比較して1%上回っているもの。黒三角印が1%を超えて下回ったものでございますが、握力、20mシャトルラン、ソフトボール投げは、昨年度と比べると黒三角の学年の減少は見られましたが、引き続き課題となっております。

続いて6ページをごらんください。中学校では全ての学年で、1日の運動・スポーツ実施時間が1時間未満の生徒が減少いたしました。一方で小学校は、6年生男子を除く全ての学年で1日の運動・スポーツ実施時間が1時間未満の児童が増加をしてございます。

7ページをごらんください。毎日朝食を食べている割合と、続いて8ページをごらんください。睡眠時間8時間以上の割合につきましては、例年どおりの傾向でございました。

恐れ入りますが1ページにお戻りいただきまして、1の「現行の『体力向上プログラムガイドライン』の成果と課題」の(2)の課題をごらんください。学習指導要領におきましては、子どもたち一人ひとりに合った目標値の設定や、自己の成長や記録の向上を実感させていくことが求められております。また、全ての子どもたちの豊かなスポーツライフの実現を目指し、体育的行事や授業改善の方向性、関係機関との連携を示す必要がございます。また生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るために、運動だけではなく、生活習慣の改善や心の教育などの健康教育も充実させていく必要がございます。

続いて2の「ガイドラインの改訂の目的」でございしますが、(1)生涯にわたって運動に親しみ、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するための方針や取組を示し、体育健康教育の指導の充実を図る。(2)教職員、保護者、関係機関、区がガイドラインを共有し、それぞれの立場、役割を意識し、体育健康教育の内容や取組について理解を深めるとしてございます。

3の「検討経過」と、続きます2ページの4の「体力向上検討委員会の構成」につきましては、お読み取りください。

5の「基本理念」でございます。体育健康教育を通じて、すべての子どもが生涯にわたって心身ともに健やかに成長し、一人ひとりに合った豊かなスポーツライフを実現するための基盤を育むとしてございます。

6の「基本方針」の(1)体育科の授業改善及び環境改善でございしますが、技能の習得だけに偏らず、運動との多様な関わり方である「する」「みる」「支える」「知る」視点を通して、運動意欲が向上するように授業改善を図ることのほか、四つの方針を立てております。

続きまして(2)基本的な生活習慣を確立するための取組でございしますが、「食事」「運動」「休養及び睡眠」の調和のとれた生活の必要性について、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに保護者への啓発を行うこととしてございます。

(3)の体と心の健康教育の推進でございしますが、運動が病気の予防や心の健康を保つために必要であることを、体育と保健を関連させて指導し、児童・生徒が運動と健康が密接に関

連していることについて理解を深めること。それから心の健康について取組を充実させるため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して授業を実施することのほか、一つの方針を立てております。

続いて(4)外部との連携及び運動の日常化でございますが、アスリートや学校医などの専門家や地域と積極的に連携を図ることで、子どもたちが心身ともに健康な体づくりに向けた知識や技能を獲得できるようにすることのほか、一つの方針を立ててございます。

3ページの7の「成果指標（案）」をごらんください。四つの基本方針に対しまして、それぞれ指標を設けておりますので、お読み取りください。

8の「ガイドラインの構成」でございますが、全7章構成としておりまして、1章では現状と課題、2章では作成の背景、3章では基本理念・方針、4章では具体的な方策、5章では体育健康教育プログラム全体計画、6章では事例の紹介、7章では参考情報とする予定でございます。

最後に9の「今後のスケジュール（案）」でございますが、検討委員会におきまして、今後4回の協議を重ね、3月にガイドラインを策定し、4月に関係者へ周知する予定でございます。

ご説明は以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。子どもの健康についてとても重要な事柄だと認識しております。そして先生方の取組で少しずつ体力も上がってきているということで、大変よかったなと思います。

ただ個別に見ますと、例えば中学1年生の5月、6月というのは、恐らくは小学校6年生の1年間の暮らしぶりが反映しているのかもしれないと思うのですが、そこで少し下向きの黒い三角形が多いということもございますので、小学生の、6年生の生活。塾などもあって、子どもたちは大変なのかなと思うのですけれども、そういったところで、簡単に取り入れられるような運動をどう取り入れていくかですとか、部活だけでない形での、全ての子どもたちが取り組めるような体力づくりを、今後も考えていただけるとありがたいなと思いました。それが1点です。

もう一つは、先ほど口頭でご説明がございましたけれども、基本方針のところで、心と体の健康教育、非常に重要だと考えております。特に生徒指導提要も発達支持的な生徒指導ということで、予防教育が非常に重視されるようになってございます。先ほどお話ししました、社会や情緒に関する学習も含めた予防教育を必ず行っていくというような方向性だと思いますので、養護教諭やスクールカウンセラー等々の心理の専門家、あるいは相談の専門家が、単に相談を受けるだけではなくて、そういった心の健康に関する、心身の健康に関する事業に参加していくような、そういったことも基本方針にわかりよく明記していただけるといいなと思いました。

伴って7の成果指標なのですが、「体と心の健康教育の推進」のところの指標が、「運動やスポーツは大切だ」ということと、「失敗を恐れなくて挑戦している」ということで、実際に価値づけているかと、マインドセットと、両方見てくださっていてよいと思うのですが、もしできれば、先ほどお話ししたような、気持ちを整えることなど、心の健康についての知識を得ているという、社会情緒面についての項目も入れていただけるとよいかなと思いました。またこの点については、先生方と話し合っていければと思っております。

以上でございます。

指導室長

まず1点目の、中学校1年生の体力調査の結果でございます。これはさらに分析が必要かと思っているところなのですが、まず運動、6ページにございます1日の運動・スポーツ実施時間が1時間未満の児童・生徒の割合ということで、こちらのグラフを見ていただくと、小学校のほうで年々この割合が増えてきておりまして、つまり小学生の運動時間が徐々に短くなってきている。その集大成が小学校6年生に来てしまっているのではないかなというところでございます。

この要因については、これから分析が必要かなと思っておりますが、新しい体力向上プログラムのガイドラインでは、そういった小学生の運動時間の確保というところもしっかりと基本方針に位置づけまして、取り組んでいく必要があると考えてございます。

2点目の、体と心の健康教育の推進でございますが、伊藤委員からのご助言をいただきまして、スクールカウンセラー等と連携した授業というのも、今後実施してまいりたいと思っております。それに伴う成果指標につきましても、しっかりと図れるような体制を整えてまいりたいと考えてございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。大きな基本方針のところについて、とてもよい内容になっているなとも思いました。

それとの関係で、3ページ以下の成果指標のところについての意見なのですが、(1)の体育科の授業の改善及び環境改善についての指標のところで、体力調査において、児童・生徒が自己設定した目標の達成率というところを挙げていただいておりますが、中野区が目指している基本理念との関係では、自己設定した目標との関係の達成率という部分だけではなくて、昨年度の子どもたち自身の数値と比較した成長率や伸び率という、達成率だけではなく、これぐらい伸びているよというところがわかるような視点や指標も加えていただくとよいのではないかと思います。

もちろん、都の平均値との比較という部分も重要な観点ではあるのですが、できていない、足りない部分にばかりフォーカスするというよりは、子どもたちが過去の自分と比較して確実に体力が向上しているとか、運動した習慣が成果に結びついているのだという、自分自身の成長や伸びを実感できるような指標があることが理念の達成につながっていくということが、子どもたち自身が実感できるとよいかなと思っております。

伊藤委員からもご意見がありましたとおり、今回、体と心の健康教育の推進について、しっかりと重要視しているというところがわかるようなガイドラインの構成も考えてくださっていることは大変ありがたいなと思っております。

基本方針の中の、特に(2)の生活習慣の部分と(3)の健康教育というのは、保護者やご家庭にも理解を深めていただくことがやはりとても大切なので、啓発と連携の部分、既に進めていただいていると思いますが、ガイドラインの中で、具体的な方策を策定していく際にも、そのような観点を意識して、取り組んでいただきたいなと思います。

また、心と体のことや、それが食事や運動、休養、睡眠とつながっていて、それが体力の向上に結び付き、生涯にわたって自分の人生とかスポーツライフを楽しんでいくみたいなことを、子どもたちがパッと一つの図で、視覚的にも捉えられると、特に低学年のお子さんは理解が進むのかなと思いましたので、仕事を増やしてしまったら大変恐縮なのですが、ガイドラインという文章だけではなくて、低学年のお子さんやご家庭にも伝わるような、目で見てわかる、図示してより伝わるものというのも、ご検討いただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

指導室長

まず1点目の、児童・生徒が自己設定した目標の達成率というところが、これが今回のガイドラインの中でも非常に、一番大きなところでございまして、今、体力調査もタブレットに、一人ひとりのタブレットに結果が届くようになってございますので、こういったところでデータを蓄積して、それをどのように子どもたちに可視化するかというところを、今後専門家の、外部有識者の意見なども踏まえながら協議を進めて、子どもたちが自分の伸びをしっかりと実感できて、達成感を持てるような取組に進めていきたいと考えてございます。

それから二つ目の、様々なことで家庭やそれから子どもたちに発信するという。これは教育委員会も発信力がまだついていないのではないかとというご指摘もいただいておりますので、そこは十分改善していきたいと考えてございます。

高野委員

先ほど、1日の運動・スポーツ時間が1時間未満の児童・生徒の割合が年々増えているというご指摘がありましたが、データの見方としては、令和2年、3年は若干多くなっていますけれども、恐らくこの時期はコロナ禍で運動・スポーツをする時間が少なかったためなので、実際にはこの令和2年、3年、4年ぐらいまでは、恐らくもうちょっと割合は低かったはずだと思います。それを考えると、この運動時間が減っている割合は、見た目よりも実際にはもうちょっと大きいものになっているのではないかと感じました。

また低学年のお子さんの運動の習慣として、やはり地域の小さな公園が大事だと思いますので、こちら、遊具というよりは広場が大事になるかと思うのですが、担当部署は違うとお伺いしましたが、ぜひそちらの整備もしていただければと思います。

指導室長

運動の場所を確保するというところですが、公園等は所管ではないのですが、例えば学校のほうでも、校庭遊び場開放事業などを行っておりますので、こういったところを子どもたちが積極的に活用して、放課後、校庭でもしっかり運動できるような機会を促していくような形で、周知啓発を図っていきたいと考えてございます。

岡本委員

先ほど議論があった、児童・生徒が目標を自己設定するというところなのですが、私も学習の自己調整という観点から非常に大事だと思います。

他方で、今後、具体的に肉づけはされると思うのですが、協働的な学びも大切にしてほしいと思いました。みんなそれぞれ目標を挙げて1人ずつ取り組むというよりも、みんなで違う目標に向けて取り組んでいく学習。ぜひ、こういうものに挑戦していただきたいと思っています。

以上です。

指導室長

今のご指摘ですと、例えば運動との多様な関わり方ということで、するというのと併せてそれを支えるとか、そういった視点もございますので、友達がやっていることをどのようにサポートしていくか。そして協働的に、一つの目標に向かって、どうみんなでチームワークを高めていくかですとか、一人ひとりがどのような目標設定をして、多様な運動の機会を設けていくかとか、そういった様々、本当に多様な在り方ということを検討していかなければいけないなと思っておりますので、また専門家の意見も、そういったところを伺いながら、ガイドラインをつくってまいりたいと考えてございます。

伊藤委員

一つだけ。今、岡本委員ご指摘の点、非常に重要だと思っております。

例えば、基本方針のところに「支える」という言葉は入っているのですけれども、どこかに「学び合う」とか「一緒に楽しむ」とか、何かそういった文言を、基本方針に入れていただくというのも一つのアイデアかなと考えました。

以上です。

指導室長

まず、この豊かなスポーツライフということが、仲間とスポーツの喜びや価値を分かち合うというようなことも含まれてきますので、伊藤委員のご指摘のとおり、学び合うとか協力し合うですとか、そういった視点も、具体的な取組をしっかりと明記していきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかにご質問、ご発言、ございますか。よろしいですか。

それでは本報告は、終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「中野区基本計画（素案）について」の報告をお願いいたします。

企画課長

それでは私から、「中野区基本計画（素案）について」ご報告いたします。

資料の鏡文のほうをごらんください。まず1の「中野区基本計画（素案）について」でございす。基本計画は第1章から第6章で構成しています。各章の記載内容につきまして、別紙1の説明資料を用いてご説明いたします。必要に応じて別紙2の素案本体のほうも併せてご参照いただければと思います。

それでは別紙1の1ページをごらんください。第1章「計画の基本的な考え方」でございす。策定の趣旨ですが、基本構想で描くまちの姿を実現するため、2021年9月に策定した現行の基本計画の計画期間が2025年度に終了することに伴いまして、新たな基本計画を策定するというものでございす。

次に基本計画の位置づけですが、基本構想の実現に向けて、区が取り組む基本的な方向性を示し、区政全般にわたる総合計画として定めるとともに、各個別計画の上位計画として位置づけ、政策及び施策を体系的に示します。また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく市町村「まち・ひと・しごと総合戦略」として位置づけるというものでございす。

次に、計画期間と進行管理ですが、計画期間は2026年度から2030年度までの5年間で、この5年間のうち、前半の2年間を前期、後半の3年間を後期とし、計画の進捗管理を行ってまいります。計画期間中におきましては、目標と成果による、区政運営により、目標と現状についての検証を行いながら、取組の改善を図ってまいります。計画策定後、区を取り巻く社会経済状況が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の改定を行ってまいります。

次に2ページをごらんください。第2章「策定の背景」でございす。区を取り巻く社会状況等の変化として、人口減少社会の進展と人口構造の変化、ダイバーシティの進展、デジタル社会の実現に向けた取組の進展、自然災害の発生と気候変動の影響、ライフスタイルの変化と孤独・孤立について記載をしてございす。

3ページをごらんください。人口動向・将来人口推計でございす。まず人口動向についてですが、中野区の人口は、1970年をピークに減少傾向となり、2000年には30万人を割り込みました。その後は増加傾向に転じ、新型コロナの影響により一時期減少したものの、増加の傾向は継続してございす。年齢3区分別人口構成は、65歳以上の人口比は増加傾向、15歳未満の人口比は減少傾向が続いておりましたが、近年は横ばい傾向となつてございす。

4ページをごらんください。次に将来人口推計についてですが、国立社会保障・人口問題研究所による推計を基に、直近の住民基本台帳人口等を勘案した基本推計を基準として、

中野駅周辺のまちづくりの動向や子どもと子育て家庭の定住促進など、基本計画に掲げる取組の影響を見込み、将来人口推計を行いました。区の総人口は、当面の間増加が続き、2040年にピークの約36万9,000人に達した後、減少に転じ、2070年には約32万3,000人になると見込んでございます。年齢3区分別の人口の推移を見ますと、65歳以上の人口は2025年以降増加傾向が続き、2050年には4人に1人の割合となり、2070年には約9万8,000人へと増加すると推計してございます。

5ページをごらんください。財政状況・財政見通しでございます。まず財政状況についてですが、2024年度決算において、歳入総額は1,894億円で、うち一般財源は981億円となっております。一般財源のうち、特別区税と特別区財政調整交付金は歳入全体の44.6%を占めており、844億円となっております。歳出について目的別に見ると、教育費については小中学校施設整備費等が増加している一方で、総務費については新区役所整備の完了などにより減少してございます。

6ページをごらんください。次に財政見通しについてですが、10年間の財政フレームについて、歳入・歳出額を一般財源ベースで推計してございます。基金の計画的な積立と繰入を行い、基金の持つ財源の年度間調整機能を活用してまいります。

7ページをごらんください。第3章「基本計画の体系」でございます。今回、基本構想の改定は行わないことから、政策につきましては現行の内容から変更はございません。また、重点プロジェクトにつきましても、現行の基本計画に定める三つのプロジェクトを、次の基本計画においても掲げていく予定でございます。施策体系につきましては、現基本計画では56ある施策を、一部統合など精査を行いまして、52の施策としてございます。

8ページをごらんください。第4章「重点プロジェクト」でございます。政策及び施策を効率的かつ効果的に推進するため、政策を超えて共有する理念を重点プロジェクトに掲げ、取り組んでいくこととしてございます。各プロジェクトでは、それぞれの理念を基に政策横断的な視点を持って重点的に推進する取組を位置づけるとともに、各政策・施策相互の関連性を強化いたします。また、全庁的な推進体制による進行管理により、効率的かつ効果的にプロジェクトを実行してまいります。

9から10ページに子育て先進区の実現、11から12ページに地域包括ケア体制の実現、13から14ページに活力ある持続可能なまちの実現について、プロジェクトごとに理念、プロジェクトにおける取組、成果指標を記載してございます。

15 ページをごらんください。第5章「基本目標別の政策・施策」でございます。第5章では、基本構想で描く街の姿の実現に向け、四つの基本目標の下、政策及び施策を体系的に示してございます。各施策におきましては、現状と課題を踏まえ、施策の方向性を明示し、施策の達成状況の目安となる成果指標と目標値を設定するとともに、主な取組と事業の展開を示してございます。このうち、教育委員会に特に関連の深い主な項目についてご説明いたします。

最初に、飛んで28ページをごらんください。施策の11「子どもの権利保障と意見表明・参加の促進」です。それから少し飛んで31ページ、施策の14「子どもたちの『生きる力』を育む教育の充実」、施策の15「一人ひとりの子どもの状況に応じた教育と支援の充実」、施策の16「特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進」、施策の17「一人ひとりの可能性を伸ばす学校教育の充実・支援」、施策の18「多様な子どもの居場所づくりの推進」、一つ飛んで、施策の20「将来を見通した幼児教育・保育の実現」、施策の21「特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実」、それから少し飛びまして55ページ、施策の37「生涯にわたり学び続けることができる環境づくり」。以上が、特に教育委員会に関連の深い主な項目となっております。

それから72ページをごらんください。第6章「区政運営の基本方針」でございます。1「対話・参加・協働に基づく区政運営」、2「危機の発生に備えた体制の強化」、3「社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供」の三つの基本方針は、現行の基本計画と同じものでございますが、構成につきましては一部変更をしてございます。詳細につきましては別紙2の素案の261ページから269ページを後ほどご参照いただければと思います。

資料の鏡文のほうにお戻りください。2、意見交換会等の実施についてでございます。素案に対する意見交換会を、「区民と区長のタウンミーティング」として、記載の日程のとおり、全7回実施いたします。こちらの日程におきまして、区有施設整備計画の意見交換会も併せて実施いたします。このほか、10月21日から11月28日の期間に関係団体などからの意見聴取を行うとともに、10月21日から12月8日の期間に電子メール、ファクス、郵送、窓口などで区民などから意見募集を行う予定でございます。周知方法は区報やホームページの掲載などにより行います。

最後に3の、今後のスケジュールでございます。素案につきまして、いただいたご意見を踏まえまして、2026年1月に案を取りまとめ、ご報告いたします。その後、パブリック・

コメント手続を実施いたしまして、そこでいただいたご意見を踏まえて、3月に計画を策定する予定でございます。

ご報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。様々、未来の展開がなかなか予測できない中で、5年間の計画を立てるのはとても大変だなということを実感しておりまして、ご尽力ありがとうございます。

そして、その中で子どもに関することなのですけれども、先ほど、説明の中で、重点プロジェクトについては領域横断的なことを重視してくださるということでしたので、もちろん、その下にある政策ですとか施策についても同じことかなと思うのですけれども、やはり福祉と教育の連携ということを自己評価のところでもご指摘いただきましたが、どうしても子どものことは領域横断的に展開されていると思いますので、様々な施策の横のつながりというところを重視していただけるといいかなと考えております。

でも今回は、例えば、特別な配慮を必要とする子どもさんへの支援ということ、まち全体の子育ての力というところと、もう少し福祉的な政策のところと、両方に入れていただきましたし、様々なことを両方に入れていただくような形で、横断的なことが少しずつ進んでいるのかなと理解しているのですけれども、今後もそういった取組をお願いしたいので、もし何か今回、工夫がこういう点でなされているとか、こういうことが進む見通しであるとかということがあれば、教えていただければと思いました。

以上です。

企画課長

政策横断的な部分については、全庁的に協力して推進できるように、重点プロジェクトの中に特に取組のほうを位置づけたりですとか、そこに関わらないものについても、再掲をいとわずに載せることで、そういった政策ないし施策の横断的な取組が進むように工夫してまいりたいと思っております。

岡本委員

細かいところで恐縮なのですが、ちょっと質問をさせてください。別紙2の、基本計画素案の96ページ、施策11「子どもの権利保障と意見表明・参加の促進」のところなの

ですが、現状データが一番最初にありまして、右側の「ふだんの生活の中で、『意見が言えている』と思う児童・生徒の割合」とあるのですが、これは、ふだんの生活というのは、もう学校、日常問わずということで理解してよいのでしょうか。

子ども・教育政策課長

こちらについては、区で行っております、中野区の「子どもと子育て家庭の実態調査」の結果になってございますので、学校生活に限らず、ふだんの生活の中で、様々な場面で意見が言えていると思う児童・生徒の割合といったものでございます。

岡本委員

ありがとうございます。これとは別で今後、教育委員会としても学校でこのことがどうなのかというのは、実態調査をできればと思いました。

続いて同じ施策で、意見なのですが、隣のデータで「『中野区子どもの権利に関する条例』の認知度」は子どもが36.9%。この数値を見ると、学校で教えられているのかどうか、私は非常に疑問に思っていました。

もしかしたら知識としては教えているのかもしれないのですが、それが子どもにとって実感が伴っていなければ、ただ素通りするだけなのではないかな。これを次のページで、成果指標と目標値で、2030年には子どもを50.9%に高めたいとあるのですが、この50.9%の根拠を教えてください。

参事（子ども家庭支援担当）

今、手元に細かい資料がなくて大変恐縮なのですが、この伸びについて、過去の伸びからして、その後の、今後5年間こういうふうに伸ばしていくというような過去のデータも踏まえての目標値の設定だと考えております。

岡本委員

ありがとうございます。ぜひ、教育委員会としては、もっと意欲的に、これはこれでいいのですけれども、100%を目指しましょう。

以上です。

伊藤委員

横からなのですが、多分①は1割増しで②は2割増しぐらいになっているのだと思うのですが、過去の伸びがそうだったのかなと思うのですが、自己肯定感が2割増しというのは結構難しい目標値かもしれず、認知度のほうは確かに教えるというこ

とで認知ができると考えれば、割と増加するのかもしれませんが、なかなか教えられたことが定着しないという観点からすれば、伸びが難しいということかもしれません。

いずれにしましても、そういったことも含んで、目標値、何割ぐらいの伸びかを考えていただけるのがよいのかなと思いました。以上です。

平本委員

ご説明ありがとうございました。また、今日に先立ちましても、何度か大変詳しいご説明をしていただく機会をいただきました。その点も、理解を深めることができてありがたいと思っております。

この中に出てくるとおり「つながる はじまる なかの」というフレーズも大分浸透しつつあるのかなと、私も区民として感じておりまして、中野区が子育て先進区の実現を目指しているということも認知が高まっているのではないかなと感じています。今日、用意していただいた資料なども、非常に見やすくデータ成果指標とか、政策の方向性とかを整理していただいたので、見ているほうも比較がしやすくてありがたいなと思いました。

既にほかの委員からも意見が出ているとおり、どうしても子どもたちに関わる取組の部分が領域横断的、政策横断的になるということは何度か意見を申し上げていて、その点も工夫をして、何度も触れていただいているということをやっていたのかなと思っていきます。せっかく子育て先進区で、子どもたちを大切にするというところの認知が広まってきていて、教育委員会としても、今、子どもを主体として、子どもが主語となるような教育支援を推進しているというところですので、そういうことが今後、これをより詳しくしていくときに、より区民の皆様にも伝わるような表現の工夫とか、書きぶりというのをお願いしたいなと思っております。

以上です。

高野委員

施策21で「特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実」とありますが、いわゆる医療的ケア児の受入れですけれども、年々伸びてきて、いいと思います。こちら、さらなる受入れ態勢の充実をしていただければと思います。

以上です。

田代教育長

ほかに、ご意見、ご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目、「中野区区有施設整備計画（素案）について」の報告をお願いいたします。

資産管理活用課長

それでは、「中野区区有施設整備計画（素案）について」ご説明をさせていただきます。

区では、6月にご報告いたしました中野区区有施設整備計画の骨子を踏まえまして、計画の策定に向けた検討を進めてまいりました。このたび、策定に係る素案を取りまとめたのでご報告させていただきます。

まず資料1の(1)構成でございます。構成につきましては資料に記載のとおりでございます。今回、施設白書を統合したことに伴いまして、第5部の用途別施設の現状、こちらが追加となっております。

引き続きまして(2)素案でございます。恐れ入りますけれども、別紙「中野区区有施設整備計画（素案）」をごらんください。表紙でございますとおり、計画期間は2026年度から2035年度の10年間となっております。資料の1ページからが第1部「総論」となっております。1、区有施設整備計画の概要、また5ページのほうからが2、区有施設の現状、また少し飛びまして11ページからになりますけれども、区の人口となっております。こちらの内容につきましては、資料をお読み取りいただければと思います。

引き続きまして13ページから。こちらが第2部「施設再編・管理の基本的な考え方」になります。まず14ページからが区有施設整備の課題、引き続きまして15ページからが2、区有施設の再編及び更新・保全の基本方針、少し飛びまして23ページからになりますけれども、こちらが3、施設更新経費及び延床面積の考え方となっております。こちらにつきましても、それぞれ内容につきましては、資料をお読み取りいただければと思います。

引き続きまして28ページからが第3部「各施設の配置・活用の考え方」となります。まず、29ページからが1、施設分類ごとの配置の考え方になります。教育委員会の所管分になりますけれども、最初に31ページの図書館になります。図書館につきましては、鷺宮図書館が移転、また野方図書館につきましては建替えを予定してございます。

引き続きまして35ページが小・中学校になります。小・中学校につきましては、小中学校施設整備計画、こちらを踏まえまして改修・改築を進めてまいります。

続きまして次のページ36ページ。こちら、教育センター及び軽井沢少年自然の家となります。まず教育センターでございますけれども、保健所の整備に伴いまして、教育センター

の分室につきましては廃止を予定してございます。また軽井沢少年自然の家、こちらにつきましては、現在の配置で引き続き活用を予定してございます。

1 ページ飛びまして 38 ページが幼稚園になります。幼稚園につきましては、かみさぎ幼稚園が建替え、ひがしなかの幼稚園につきましては移転を予定してございます。

資料のほう飛びまして 55 ページになります。こちらの貸付施設等、その他施設になりますけれども、こちらのうち、旧令和小学校、旧南台小学校、旧中野中学校、旧明和中学校、こちらにつきましては代替校舎として活用を予定してございます。

次のページ、56 ページからが主な施設の配置・活用の考え方になります。教育委員会の所管分でございますけれども、まず 56 ページ、2-2、保健所・障害者福祉会館等の再編でございますけれども、先ほどもご説明しましたとおり、現在の教育センター分室につきましては野方保育園と一体で、保健所の移転整備を検討してございます。なお教育センター分室内で行ってございますフリーステップルームの中部分室、こちらにつきましては他施設へ移転することを検討してございます。

続きまして、次のページの 57 ページ、2-4、旧鷺宮小学校跡地の活用でございます。こちらでは鷺宮図書館を移転整備することを検討してございます。

次のページ、58 ページが小・中学校の改築になります。小・中学校につきましては改築を計画的に実施することで、財政負担の平準化を図ってまいります。また改築時期の集中化を避けるため、既存校舎につきましては、適切な改修を計画的に進めてまいります。

続きまして資料のほう飛びまして、62 ページからになります。こちらが第4部「今後10年間の想定スケジュール」でございます。令和7年4月1日現在の施設及び今後整備する予定の施設について記載してございます。教育委員会の所管分でございますけれども、64 ページのほうに図書館、こちらのスケジュールを記載してございます。また 65 ページから 67 ページにつきましては小・中学校。また 67 ページのほうに教育センター、軽井沢少年自然の家。また次のページの 68 ページに、幼稚園のほうのスケジュールを記載してございます。内容につきましてはそれぞれ、資料をお読み取りください。

また資料飛びまして 78 ページ、79 ページのその他施設のほうに、先ほど申し上げました代替校舎、こちらのほうが 268 番、269 番、273 番、274 番のほうに記載をしてございます。

資料 80 ページからが、第5部「用途別施設の現状」となります。先ほどもご説明いたしましたとおり、施設白書を統合したことに伴い、今回追加をしたものでございます。施設の概要また利用状況、コスト状況等をお示ししてございます。教育委員会の所管分でございます。

ますけれども、まず 85 ページからが 2 の図書館となります。引き続きまして、94 ページからになりますけれども、こちらが 6、小・中学校になります。また続きまして、99 ページからになりますけれども、7、教育センター及び軽井沢少年自然の家となっております。また 105 ページからになりますけれども、こちらが幼稚園となっております。それぞれの施設の状況につきましては、資料をお読み取りいただければと思います。

最後に 150 ページからになりますけれども、こちらは参考資料といたしまして「日常生活圏域ごとの施設配置」を記載してございます。

恐れ入りますけれども、資料、鏡文のほうにお戻りいただければと思います。2 の意見交換会等の実施についてでございますけれども、(1)から(4)につきまして、基本計画と併せて実施をしてまいります。

また最後に 3、今後のスケジュールでございますけれども、こちらも基本計画と同じスケジュールとなっております。今後、意見交換会等を実施した後、令和 8 年 1 月に区有施設整備計画の案を策定いたします。その後、パブリック・コメント手続を実施いたしまして、3 月には施設整備計画を策定したいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。たくさんの施設がございますので、いろいろとご計画を立てていただいて感謝申し上げます。

その中で、例えば教育センターについては、先日お伺いしたところ、分室が廃止になるけれども、機能としてはしかるべきところに残していくというご方針だと伺って、安心いたしました。

特に、中野区は南北に長く、こうして改めて拝見すると、例えば北部のほうにスポーツ関連の施設がないですとか、若干いろいろなことがどうしても偏在してしまうということがあるかと思います。先ほどの体力テストでも、子どもたちが気軽に運動できる場というお話が出ましたけれども、今後は様々な施設を多目的に利用するですとか、あとは複合的な使用のできるような建物にしていくですとか、いろいろと合理的な考え方も求められるのかなと思いますので、それは施設の整備というよりは機能の問題になるのかもしれませんが、施設の整備の段階でも、もし可能であれば、そうした合理的な多目的の利用の仕

方などもご検討いただけるとありがたいと思いました。特に小学生、移動の範囲が狭いので、身近なところに様々な施設があるということがとても重要なことと考えました。

以上でございます。

資産管理活用課長

今後、特に統廃合後の学校跡地の活用につきましては、区としても重要な行政財産として活用していく必要があると考えているところでございます。

今、具体的には旧鷺宮小学校、また平和の森小学校移転後の跡地について、活用検討を始めたところでございますけれども、そういったところはお子さんの利用も含めて、今後区として全体で検討していきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかに、ご質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

それでは次回の開催について報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、11月7日10時から、区役所7階教育委員会室で開催いたします。

なお、諸事情により変更となる場合がございます。中野区ホームページにてご確認をお願いいたします。

田代教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第29回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時55分閉会